

おくやみ手続きにお持ちいただくもの

死亡届後、市役所での手続きに必要な持ち物をご紹介します。

ご遺族・お越しいただく方のもの

- 本人確認書類
マイナンバーカード、運転免許証、資格確認証、介護保険証など
(顔写真付きでないものについては、2点必要となります。)
- 預貯金通帳 (相続人代表者のもの、葬儀の喪主のもの)
- 火葬許可証
- 会葬礼状または喪主の氏名が書かれた葬儀の領収書
(亡くなられた方が国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されていた場合)
- 印鑑
- 世帯全員の国民健康保険の資格確認証または被保険者証、各種認定証
(国民健康保険の世帯主が亡くなり、同じ世帯に国民健康保険加入者がいる場合)
- 基本情報シート (おくやみ手続きハンドブックp15.16参照)
ご記入いただいた状態でお持ちください。

亡くなられた方のもの (※該当するものがあれば、お持ちください。)

- 年金証書、年金手帳
- 国民健康保険および後期高齢者医療の資格確認書または被保険者証等
- 介護保険 (被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 子ども医療証、重度障がい者医療証、ひとり親家庭等医療証
- タクシー利用券 (運転免許証自主返納支援事業)
- 福祉タクシー利用者証
- まごころ駐車場利用者証
- 生活保護受給者票

※代理人による請求は、委任状が必要な場合があります。(おくやみ手続きハンドブックP.17)
※その他、市役所から交付された書類でご不明なものがあればお持ちください。